

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

PCB特措法に基づき、行政処分の基準を明確にする目的で「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱及び要領」が制定されました。(令和3年3月5日施行)

【改善命令の行政処分となる主な内容】

- (1) 1台当たり3kg以上の変圧器類・コンデンサー類、PCB油(試薬やサンプル油等少量のものを除く。)及びPCBが付着した金属製の保管容器であって、そのPCB濃度が【高濃度】であるもの場合、令和4年3月31日までに、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。
- (2) 照明器具の安定器類、1台当たり3kg未満の小型電気機器、ウエス、汚泥、その他の汚染物、PCB油が付着した樹脂製の保管容器であって、そのPCB濃度が【高濃度】であるもの場合、令和3年3月31日までに(既に期限終了)、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を処理施設に委託しなかったとき。

改善命令が行われた場合、速やかにその事実が公表されます。

PCBが含まれている変圧器やコンデンサーは歴史のある工場やビル等で使用されており、放置されている事例があります。今一度、対象機器の有無をご確認下さい。

変圧器・コンデンサーに使用された絶縁油中のPCB濃度分析について
のお問い合わせは下記担当者まで

分析部 池田博一、入野一人

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

【PCB廃棄物の分類】

PCB廃棄物は、PCB濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類され、高濃度PCB廃棄物は一部を除き、PCB濃度が5,000mg/kgを超えるものになります。

高圧変圧器・コンデンサー等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社JESCOで処理を行ない、低濃度PCB廃棄物については、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っています。

	区 分	処理施設
高濃度PCB廃棄物(※) (PCB濃度5,000mg/kgを 超える)	変圧器・コンデンサ類・廃PCB油	JESCO豊田事業所 (令和4年3月31日まで)
	安定器などの小型機器、ウエス等の 汚染物	JESCO北九州事業所 (既に終了)
低濃度PCB廃棄物(※) (PCB濃度0.5mg/kgを超え、 5,000mg/kg以下)	PCB濃度が数十mg/kg程度の微量PCB 汚染電気機器等(非意図的にPCBが混 入したトランス・コンデンサ等の重 電機器及びOFケーブル等)	環境大臣による無害化処 理施設、又は都道府県知事 等の許可施設 (令和9年3月31日まで)

(※)橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物等については、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下が低濃度PCB廃棄物となります。

PCB汚染物には、「PCBが付着したもの」等が定められていますが付着の程度について、判定する基準がないため、「PCBが付着したおそれがあるもの」はすべてPCB汚染物となります。

但し、廃重電機器等(変圧器等の重電機器及びOFケーブル)について、機器毎に測定した当該廃重電等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは当該廃重電機器等に該当しません。(平成16年2月17日付環境省通知)

